

## 鳥取県告示第74号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び東部総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成22年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川の名称  
一級河川千代川水系狐川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成22年2月16日
- 3 廃川敷地等の位置  
鳥取市西品治字新白下井後98－3地先から同市松並町3丁目122－2地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 8,254.46平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。